

# 多文化共生の推進に関する研究会（第7回）

## 議事次第

日時：令和2年6月26日（金）  
13:00～15:00  
場所：オンライン開催

### 議事

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る在留外国人向けの取組について
- 2 多文化共生の推進に関する研究会報告書骨子案について

### （配付資料）

- 資料 1 第7回研究会資料
- 資料 2 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）について  
（東京都資料）
- 資料 3 多文化共生の推進に関する研究会報告書骨子案

参考資料 地域における多文化共生推進プランについて



# 第 7 回研究会資料

令和 2 年 6 月 2 6 日  
自治行政局 国際室

## 【目次】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策(一覧).....	2
○ 新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい, 困っている人を助ける仕組み(やさしい日本語)....	4
○ 在留外国人等に対する支援策	
(法務省支援策)	
①申請受付機関及び申請に係る審査結果の受領期間の延長について.....	9
②帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて.....	10
③新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて.....	11
④新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について..	13
⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について.....	14
⑥新型コロナウイルス関連の情報提供等に対する外国人受入環境整備交付金の活用について.....	15
⑦新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化.....	16
(厚生労働省支援策)	
・ ハローワークにおける外国人労働者に係る相談支援体制等の強化.....	17
(JNTO支援策)	
・ 外国人旅行者向けコールセンター.....	18
○ ホームページでの情報発信	
・ 外国人生活支援ポータルサイト(法務省).....	19
・ 多文化共生ポータルサイト(自治体国際化協会).....	20
○ 都道府県・指定都市等の取組状況.....	21
○ 佐賀県国際交流協会の取組.....	22
○ 新型コロナウイルス感染症対応に関し避難所において留意すべき事項.....	23

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

入管庁作成資料

## 【生活維持に係る支援】

### 特別定額給付金

- 簡素な仕組みで迅速かつ確に家計に対する支援を実施。給付対象者1人につき10万円を支給
- 対象者：住民基本台帳に記録されている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 子育て世帯への臨時特別給付金

- 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対する支援。児童1人につき1万円を支給
- 対象者：児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む。）（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

### 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

- 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該アルバイト収入が大幅減少等することにより、大学等での修学の継続が困難になっている方に対する支援
- 対象者：大学（大学院を含む。）、短大、高専、専門学校、日本語教育機関の学生（外国人留学生を含む。）

### 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者等に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）
- 【総合支援資金】
- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

### 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【事業継続に係る支援】

※青字をクリックするとHPに飛びます

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少しているテナント事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大月額100万円、個人事業者は最大月額50万円を、6か月分支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当するテナント事業者

### 国税・地方税徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を措置。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【就労維持に係る支援】

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

### 実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、ニーズが高い他分野や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等

## 【在留関係諸申請に係る取扱い】

### 申請受付期間・審査結果受領期間等の延長

#### 【申請受付期間の延長】

- 在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請等の受付を在留期限から3か月後まで延長
- 対象者：令和2年3月、4月、5月、6月又は7月中に在留期限を迎える在留外国人等

#### 【審査結果受領期間の延長】

- 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の審査結果の受領（在留カードの交付等）期間を通常在留期限の2か月から3か月間延長
- 対象者：在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている中長期在留者

#### 【在留資格認定証明書の有効期間の延長】

- 在留資格認定証明書の有効期間を6か月間に延長

### 帰国困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

入管庁作成資料

## 【雇用維持・事業継続に係る支援】

※青字をクリックするとHPに飛びます

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体を実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少しているテナント事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大月額100万円、個人事業者は最大月額50万円を、6か月分支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当するテナント事業者

## 【資金繰りに係る支援】

### 中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローンを通じて危機対応業務等を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

### 実質無利子・無担保融資

#### 【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を実施。融資額4,000万円を上限に、保証料を全期間1/2又はゼロ、金利を当初3年間ゼロとする。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 資本金性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【税制措置、支払猶予等】

### 国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収・納付猶予できる特例を措置。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税・厚生年金保険料等について適用
- 対象者：感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税（付）することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

### 中小事業者等が所有する事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び設備等に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入減少の程度に応じてゼロ又は1/2とする税制措置。
- 対象者：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している者（外国人を雇用する企業を含む。）

### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者的要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

入管庁作成資料

新しいコロナウイルスの病気で仕事や生活の状況が変わってしまい、困っている人を助ける仕組みを紹介します。

【生活を助ける】

特別定額給付金

- 生活のためのお金をもらうことができます。もらうことができるお金は1人10万円です。
もらうことができる人：4月27日に、住民基本台帳<住んでいる地域の役所が作成している住民リスト>にのっていた人(住んでいる場所を住んでいる町の役所に知らせている人)。
申し込み方：住んでいる町の役所から申し込むための紙が家に届きます。それを書いて郵便で送り返します。マイナンバーカードを持っていればインターネットで申し込むこともできます。
※住んでいる町の役所が申請の受け付けを始めた日から3か月後までに申し込んでください。
詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

コールセンター：0120-260-020（毎日午前9時から午後8時まで）

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/gyoumukanri\_sonota/covid-19/kyufukin.html

子育て世帯への臨時特別給付金

- 「児童手当」をもらっている人は、子ども1人あたり1万円もらうことができます。
もらうことができる人：2020年3月か4月分の「児童手当」をもらっている人。
申し込み方：もう「児童手当」をもらっている人は、新しく申し込まなくていいです。

コールセンター：0120-271-381

（午前9時から午後6時半まで（土、日、祝日を除く））

（内閣府ホームページ）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou\_coronavirus.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金（授業料など）に困った学生を助けます。授業料が安くなったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
もらうことができる人：学校に払うお金に困っている人で、
・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人
・「定住者」の人でずっと日本に住みたいと思っている人
※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組みがあります。
申し込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/hutankeigen/1420041\_00003.htm

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わって収入が少なくなった人は、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料を払うことを遅くしたり、払うお金を安くできます。
申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\_00001.html

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気で生活の状況が変わってしまって、収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11308.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html)

**電気・ガス・電話・水道料金，NHK受信料**

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようにお願いしています。
- 申し込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000398.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html)

水道（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 [https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jushinryo.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html)

【英語】 <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

**個人向け緊急小口資金等**

【緊急小口資金】

- 生活費＜生活するためのお金＞がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくの間、少額のお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で仕事が休みになり、収入が少なくなった世帯＜同じ家で生活のためのお金を一緒に使っている家族＞。  
※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続け

入管庁作成資料

ている人も借りることができます。

- 借りることができるお金は、
  - ・ 子どもの学校などが休みになった人、個人事業主＜個人で仕事をしている人＞等は、20万円、
  - ・ その他の人は、10万円

までです。

※ 利率は0（ゼロ）です。保証人＜あなたがお金を返せないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。

- 2年以内に返してください。（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）  
※ お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。
- 申し込み方：詳しいことは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会か、労働金庫が取扱郵便局（5月28日から）に電話してください。  
※ 郵便で申し込むこともできます。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

【総合支援資金】

- 生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気で、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯。  
※ 新しいコロナウイルスの病気で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。
- 借りることができるお金は、
  - ・ 2人以上の世帯は、月20万円まで、
  - ・ 1人の世帯は、月15万円まで

までです。

※利子は0（ゼロ）です。保証人＜あなたがお金を返せないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。

- 借りることができる期間は、3か月までです。
- 10年以内に返してください。（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）

※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜収入が少なくて住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。

※はじめに「緊急小口資金」でもっとも多い20万円を借りたあと、まだ収入が減ったままのとき、さらに「総合支援資金」で、2人以上世帯に20万円まで、3か月間借りることができます。（もっとも多くて80万円）

- 申し込み方：詳しいことは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会に電話してください。
- ※郵便で申し込むこともできます。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

### 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 新しいコロナウイルスの病気で困っている人は、しばらくの間、家賃をもらえます。
- もらうことができる人：
  - ・ 2年以内に、仕事をやめて、収入が減った人。
  - ・ 仕事をやめて、収入が減った人と同じ様子の人。
- もらうことができるお金は、（東京都特別区の人のおとき）
  - 1人の世帯：53,700円、2人の世帯：64,000円、3人の世帯：69,800円です。
- もらうことができる期間は、3か月間です。

## 入管庁作成資料

※仕事を探すことをまじめにしている人は、さらに3か月長くすることができます（9か月まで長くすることができます。）。

- 申し込み方：住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。

コールセンター：0120-23-5572（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

### 公営住宅等の入居者等への対応

#### 【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
  - ・ 公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
  - ・ 新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすること
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

#### 【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

（UR都市機構ホームページ）

[https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/rmhph000001ej0n-att/200424\\_osumainokata.pdf](https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/rmhph000001ej0n-att/200424_osumainokata.pdf)

### 【会社を助ける】

#### 持続化給付金（ビジネスを続けるためのお金）

## 入管庁作成資料

- 1年前の同じ月と比べて、稼ぐお金が50%以上減った小さな会社は、ビジネスを続けることができるように、お金をもらうことができます。
  - もらうことができる人：小さな会社・・・最大200万円  
1人でビジネスしている人・・・最大100万円
- コールセンター：0120-115-570（午前8時30分から午後7時まで）  
（5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

### 国税・地方税

- 仕事などで稼ぐお金がとても少なくなってしまったとき、2020年2月1日から2021年1月31日までに払う税金を1年間待ちます。
  - すぐに払わなくてもいい人は、次の3つすべてに当てはまる人です（申し込みが必要）。
    - ・ 仕事に、新しいコロナウイルスの影響がある
    - ・ 仕事で稼ぐお金が、去年と比べてほしい20%以上減った（2020年の2月より後のどの期間でもいいので、1か月以上の期間を去年の同じときと比べる※）
- ※例えば、2020年3月1日から3月31日までを、2019年3月1日から3月31日までと比べる。
- ・ すぐに税金を払うのが難しい
- 問い合わせ先
    - ・ 国の税金は、国税局猶予相談センターへ
    - ・ 都道府県の税金は、住んでいる都道府県の窓口へ
    - ・ 市町村の税金は、住んでいる市町村の窓口へ

国税（国税庁ホームページ）

【日本語】[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

【英語】[https://www.nta.go.jp/english/tax\\_payment/01.htm](https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm)

地方税（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

### 中小事業者などの固定資産税等

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、稼いだお金が減った小さい会社や自分で仕事をしている人は、償却資産、または仕事に使うお店などの建物の固定資産税と都市計画税を減らします。仕事で稼いだお金がどれくらい減ったかによって、100%または50%の金額になります。
- 減らす人：2020年2月から10月までの間の連続3か月で、稼いだお金が去年の同じ頃※と比べて30%以上減った人  
※例えば、2020年3月から5月を、2019年3月から5月と比べる。

相談窓口：0570-077-322（午前9時30分から午後5時まで）

（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

### 【会社や働く人を助ける】

#### 雇用調整助成金

- 仕事が減っても、雇っている人にしばらくの間休んでもらったり、トレーニングをしたりして雇い続けたときに、会社が雇っている人に払うお金の一部を、国が代わりに払います。
- アルバイトなど、会社の雇用保険に入っていない人を休みなどにしたときも払います。
- もらうことができる人：新しいコロナウイルスの病気で、仕事が減った会社
- 問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワークへ

コールセンター：0120-60-3999

（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page107.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107.html)

**技能実習生や、特定技能外国人などが、今の会社で仕事ができなくなったとき**

- 在留資格を働くことができる別の資格（「特定活動（就労可）」）と言います。別の変えて、別の会社で働けるようになります。
- あなたが仕事を探していることを、仕事を紹介する人に教えて、仕事を探してもらいます。
- 受けることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で実習ができなくなった技能実習生や、会社が仕事をやめさせた特定技能外国人など

(法務省ホームページ)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)

**[入管の特別なルール]**

**在留期限より長く日本にいたいとき・在留資格を変えたいとき**

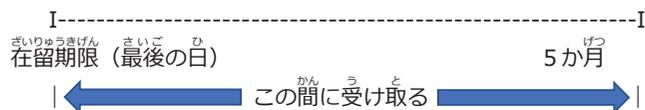
- 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月31日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、入管に行って、書類を出すことができます。
- ※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。その人は新しいコロナウイルスが原因で、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限が過ぎる前に、入管に行って、書類を出します。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>

**入管に書類を出した後**

- 「在留カード」に書いてある在留期限から5か月後まで、結果を受け取ることができます。



**※「特定活動（出国準備）」の在留資格の人は、特別なルールは使えません。**

新しいコロナウイルスで、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限の前に、入管に行って、書類を出します。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf#page=2>

**日本に来るとき**

- 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、6か月が過ぎる前に、査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf>

**自分の国に帰ることが難しいとき**

- 新しいコロナウイルスの病気で、自分の国に帰ることが難しい人などは、そのまま日本にいたり、仕事を続けることができるようにしたりしています。

(法務省ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

令和 2 年 5 月 1 2 日  
出入国在留管理庁

申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について

○申請受付期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月、4月、5月、6月又は7月中に在留期間の満了日（注）を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けます。

（注）本邦で出生した方など3月、4月、5月、6月又は7月中に在留資格の取得申請をしなければならぬ方を含みます。

（注）在留期間の満了日以降は、再入国許可又はみなし再入国許可により出国することができないことに御留意ください。

○審査結果の受領期間の延長

在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を既に行っている在留カードをお持ちの方（中長期在留者）について、審査結果の受領（在留カードの交付等）は、通常は在留期間の満了日から2か月後までですが、この期間を3か月延長します。

（注）空海港では、在留諸申請の受付及び処分は行っていないため、本来の在留期限等を経過している方が出国する場合は、あらかじめお住まいを管轄する地方出入国在留管理官署において、申請及び許可を受けていただく必要がありますので、御注意ください。

感染拡大防止のため、お急ぎでない方は、来庁をお控えください。

本ページはこちらに掲載しています→



新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています→  
（法務省ホームページ）



【東京出入国在留管理局からのお知らせ】

東京出入国在留管理局では、感染拡大防止の観点から、入場規制を行っています。入場できるまでの間、外でお待ちいただくこととなります。【各国語版】

[English]

Extension of the period for acceptance of applications and extension of the application examination results in order to prevent the spread of the novel coronavirus (COVID-19)



[简体中文]

关于申请受理期限及申请审查结果（在留卡交付等）领取期限延长告知



[繁体中文]

關於申請受理期限及申請審查結果（在留卡交付等）領取期限延長告知



[한국]

신청 접수기간 및 신청에 관한 심사결과의 수령 (재류카드의교부등 ) 기간의 연장에 대해서



[BahasaIndonesia]

Mengenai perpanjangan jangka waktu untuk penerimaan aplikasi dan pengambilan hasil pemeriksaan aplikasi (seperti penerbitan kartu residensi)



[Tiếng Việt]

Liên quan đến việc gia hạn thời hạn nộp đơn và thời hạn nhận kết quả thẩm tra liên quan đến nộp đơn (giao nhận thẻ cư trú v.v..)



[Tagalog]

Tungkol sa extension ng panahon ng pagtanggap ng aplikasyon at pagtanggap ng mga resulta ng pagsusuri na may kaugnayan sa aplikasyon (isyu ng residence card, atbp.)



[Portuges]

Sobre a extensão do prazo para recepção de solicitações e retirada (entrega de cartão de permanência e outros) do resultado de exames pertinentes as solicitações feitas



[नेपाली]

आवेदन लिने अवधि विस्तार तथा आवेदनको परीक्षा परिणाम प्राप्ति (रेसिडेन्स कार्ड जारी आदि) अवधि विस्तार बारे सूचना



## 1 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

- ① 「短期滞在」で在留中の方  
⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可する。
  - ② 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号)）」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合  
⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可する。  
（注1）「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号)）」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可する。  
 （注2）下記④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」が許可された方も対象。  
 （注3）「特定活動（サマージョブ(12号)）」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可する。
  - ③ 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合  
⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可する。  
（注1）令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。  
 （注2）下記④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」が許可された方も対象。
  - ④ その他の在留資格で在留中の方（上記②, ③の者であって、就労を希望しない場合を含む。）  
⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可する。
- ※ 上記①～④について、**帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能。**

## 2 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

- ① 在留資格認定証明書の有効期間に関する措置  
⇒ 通常は「**3か月間**」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「**6か月間**」有効なものとして取り扱う。
  - ② 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合  
⇒ **受入機関作成の理由書のみをもって審査する。**
  - ③ 再入国出国中に在留期限を経過した方など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合  
⇒ **申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査する。**
- ※ 上記①～③について、**新型コロナウイルス感染症の影響により予定に変更があった方を広く対象とする。**

## 3 在留申請中に再入国許可により出国中の者への取扱い

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とする。**

① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。

（5月21日変更点：就労の可否にかかわらず、「特定活動（6か月）」としました。）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

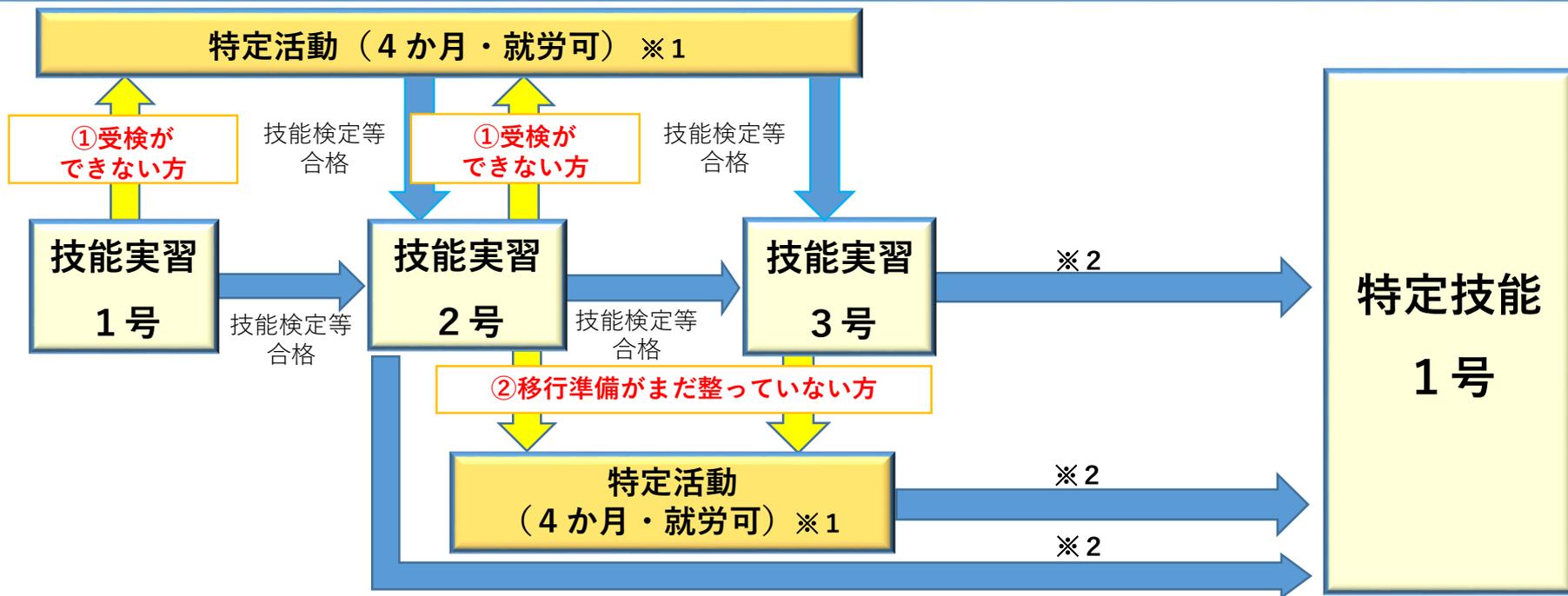
⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。  
 ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。  
 ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

## 目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

## 支援の概要

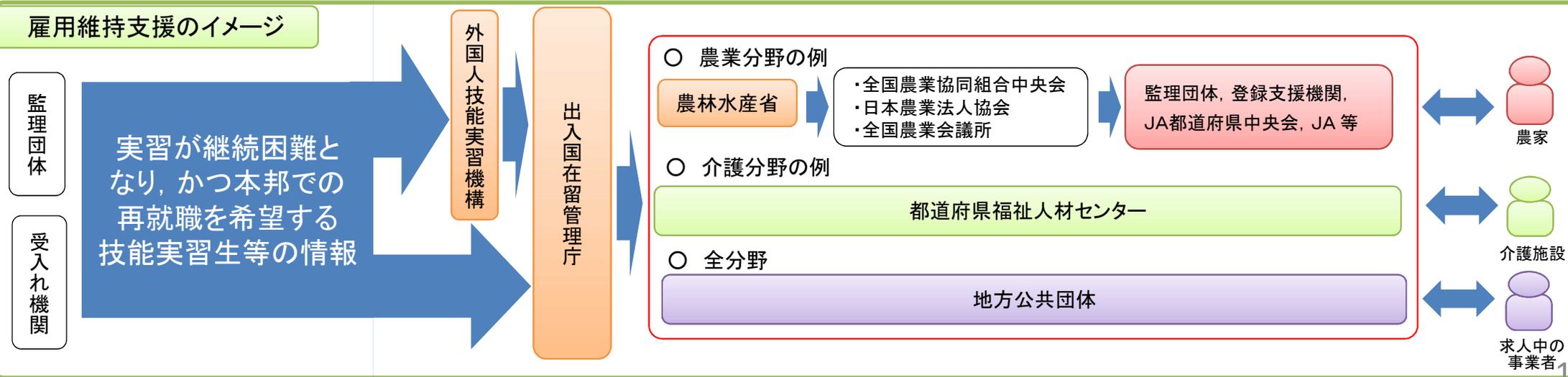
出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

## 在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動(就労可)」
  - 在留期間 最大 1年
  - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること  
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
  - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
  - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

## 雇用維持支援のイメージ



### 1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

### 2 教育を受ける活動を行わない場合

(1) 2020年に教育機関を卒業した方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

(2) 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

### 3 卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更が可能。

### 4 卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことが可能。

⇒ 通常、就職活動を行う場合は卒業から1年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

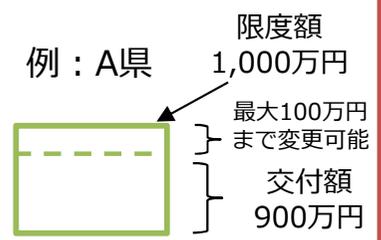
背景・経緯

- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるところ，在留外国人への新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うに当たっては，一元的相談窓口を活用することが効果的であると考えられる。
  - ◎ そこで，地方公共団体が設置する一元的相談窓口において，在留外国人に対して新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うための臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について，令和3年3月末まで，交付限度額を倍増する。
- ※ 併せて，令和2年度外国人受入環境整備交付金の公募期間を令和2年12月28日まで延長します。  
 ※ 本特例措置の対象事業として，本年4月30日以降に交付決定（変更承認を含む）を受けたものは，地方公共団体負担分について「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となります。

交付金の活用による多言語対応等の充実

従来の対応	都道府県	1,000万円
	市区町村	
	外国人住民5千人～	1,000万円
	外国人住民1千人～5千人未満	500万円
	外国人住民5百人～1千人未満	300万円
	外国人住民5百人未満	200万円

※整備費10/10，運営費1/2

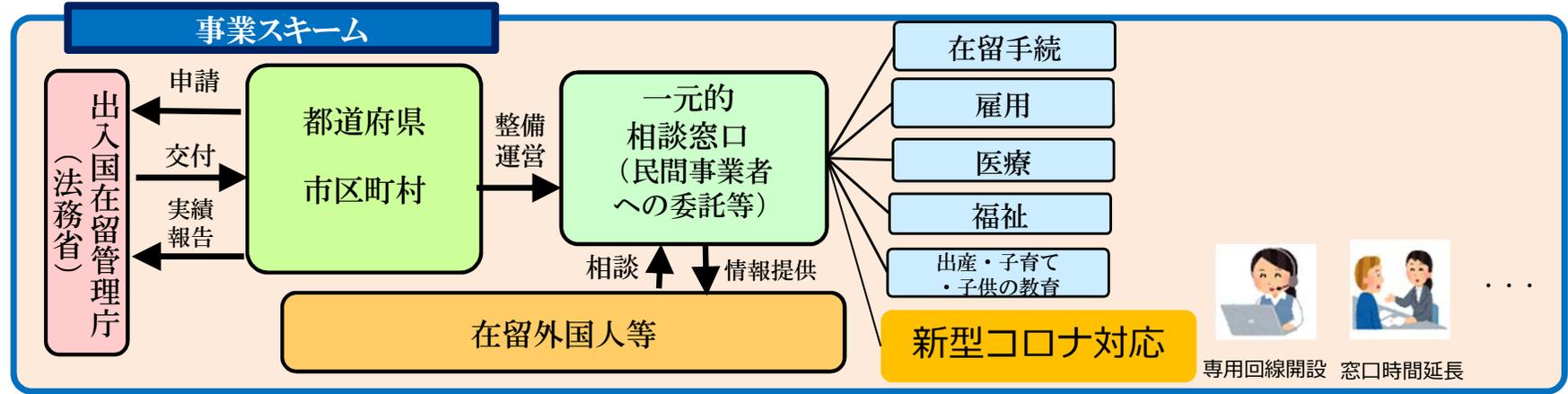


新型コロナウイルス対応

- 臨時に特別な体制を執った場合に要する経費について
- 令和3年3月末まで

各団体の交付限度額を倍増（運営費）

例：A県  
 元の交付額 900万円  
 最大1,100万円  
 新型コロナ対応経費  
 〓  
 交付対象経費



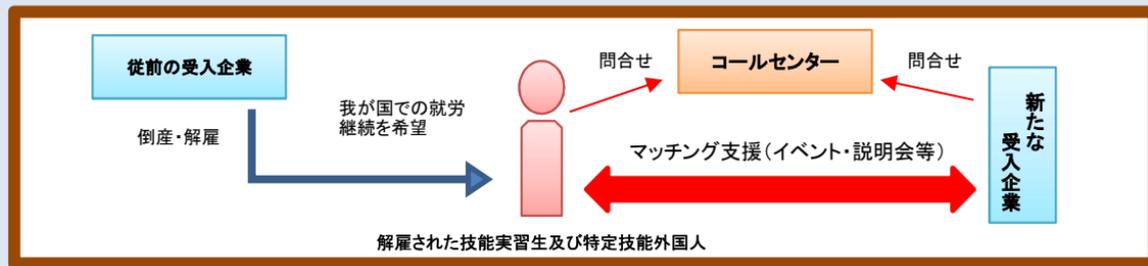
## 新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化

### 目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生及び特定技能外国人が、我が国で継続的に就労できるよう受入れ支援体制を強化する。

### 概要

- 外国人材等の相談受付窓口設置や支援、外国人受入環境整備交付金の増額等により、外国人材の雇用等を下支えする。



令和2年度第二次補正予算案 1.4億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

## 第1次補正

### 1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。  
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

### 2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。  
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

### 3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。  
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。  
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

### 多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。**

## 第2次補正

# JNTOコールセンターにおける新型コロナウイルスに関する対応

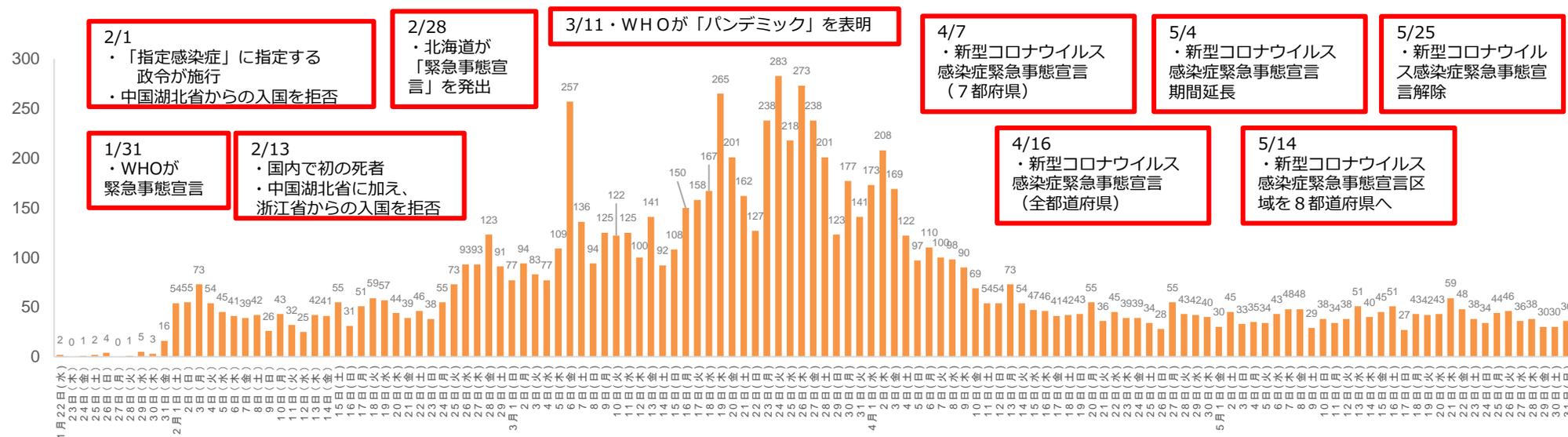
## 日本政府観光局（JNTO）コールセンターの対応について

- 2018年に発生した北海道胆振東部地震等では、災害時に訪日外国人旅行者が情報を入手できない事態が発生  
日本政府観光局（JNTO）のコールセンターの365日24時間対応等の多言語対応能力を強化することで、災害時における訪日外国人旅行者のニーズに応じた情報を提供できる体制を構築
- 365日24時間、英語、中国語、韓国語で訪日外国人旅行者に対し、状況を丁寧に聞き取り、入国に関する問合せや国内の感染状況など、新型コロナウイルスに関する問合せに対応
- 5/31（日）までにコロナウイルス関連累計で約1万件の相談に対応

## 問合せ内容の傾向

- ・ 1月は外国語対応可能な病院の紹介希望、対応・予防法についての相談が主
- ・ 2月1日（中国一部地域の滞在歴・パスポート保持者の入国制限措置）以降、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）や訪日旅行予定者による宿泊キャンセルの可否等の質問が増加
- ・ 3月以降は入国制限の強化が進み、水際対策の状況（入国可否やビザ延長）についての質問が増加

## 問合せ件数（コロナウイルス関連）



# 外国人生活支援ポータルサイト（法務省）

## （紹介内容）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について
- 新しいコロナウイルスの病気が収束しない中における災害時の避難について
- 感染症対策へのご協力をお願いします(チラシ掲載)
- 生活支援策のご案内
- 住居確保給付金のご案内
- 特別定額給付金(1人10万円)のご案内
- 緊急小口資金等の特例貸付について
- 上下水道料金支払猶予措置の周知について
- 厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について、Q&Aなど)
- 各機関のホームページのご案内
- 外国人の方向け相談窓口(AMDA)のご案内
- 働いている又は働く予定の外国人の方へのご案内

The screenshot shows the official website of the Ministry of Justice (法務省) in Japan. The page is titled '外国人生活支援ポータルサイト(医療)' (Foreigner Life Support Portal Site (Medical)). The main content area features a large illustration of a doctor examining a child, with the word '医療' (Medical) written in large characters. Below the illustration, there is a section titled '新型コロナウイルス感染症関連情報について' (About COVID-19 related information). This section includes links to various resources such as '厚生労働省ホームページに掲載されている次の情報のやさしい日本語版(Plain Japanese)を掲載しています。' (We have posted the easy-to-read Japanese version of the following information posted on the Ministry of Health, Labour and Welfare homepage.) and '3つの「密」を避けよう!' (Avoid the 'Three Cs'!). There are also links to '生活を支えるための支援のご案内' (Support for living) and '生活支援策のご案内' (Support measures for living).

(URL: [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00052.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00052.html))

## （紹介内容）

- **新型コロナウイルスについて**
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症について」多言語テンプレート【クレア】
  - ・ 新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】 等
- **経済的な支援について**
  - ・ 特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)【総務省】
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ【厚生労働省】 等
- **在留資格等の手続きについて**
  - ・ 新型コロナウイルス関連情報(外国人支援者向け)【法務省】
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報について【出入国在留管理庁】
- **その他の情報**
  - ・ 新型コロナウイルス多言語情報参考まとめ【NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会】 等
- **自治体での多言語情報提供事例**

The screenshot shows the CLAIR portal website. At the top, there is a logo for CLAIR (一般財団法人自治体国際化協会) and the text '多文化共生ポータルサイト'. There are navigation tabs for '全国', '地域', 'リソース', and '読み物'. Below the navigation, there is a main content area titled '新型コロナウイルス関連情報（支援者向け）'. The content includes a date '2020.06.03', a category 'INFORMATION', and social media sharing options for 'シェア' and 'Tweet'. The main text states: '新型コロナウイルス関連の情報提供です。相談窓口対応、外国人住民や訪日外国人向け情報提供等にご活用ください。' Below this, there is a '▼ 目次' section with links to '新型コロナウイルスについて', '経済的な支援について', '在留資格等の手続きについて', 'その他の情報', and '自治体での多言語情報提供事例'. There is also a section titled '新型コロナウイルスについて' with a link to '「新型コロナウイルス感染症について」多言語テンプレート【クレア】'. The text explains that the portal provides basic information and infection prevention/containment information in multiple languages. It also mentions that the information is based on the latest data as of May 13th and provides links to related information like '新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】' and '新型コロナウイルスに関するQ & A'.

(URL: <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114514.php>)

## 都道府県・指定都市等の取組状況（調査結果）

- すべての都道府県、指定都市、中核市及び外国人集住都市会議構成団体（13市町）において、新型コロナウイルス感染症に関して、多言語による「情報提供」と「相談受付」を実施。

### 新型コロナウイルス感染症に関する 多言語による「情報提供」

（内容の例）

- 自治体や地域国際化協会等によるHPへの  
多言語情報の掲載
- SNS・メールマガジン等による周知
- 関係機関・省庁の多言語ページのリンク掲載
  - ・法務省「外国人生活支援ポータルサイト」
  - ・クレア「多文化共生ポータルサイト」
- チラシ作成

### 新型コロナウイルス感染症に関する 多言語による「相談受付」

（実施方法の例）

- 窓口
  - ・多言語相談員による通訳
  - ・タブレット等による3者通訳
  - ・ポケットク等の自動翻訳機の活用
- 電話等
  - ・3者通訳
  - ・メールやSNSによる相談受付

## 新型コロナウイルス感染症に係る佐賀県国際交流協会の取組

- 総合相談窓口(さが多文化共生センター)による対面や電話等による相談対応  
対面5言語、電話通訳19言語 実績:38件(令和2年6月11日現在)
- 市町の窓口における多言語コールセンター※の活用  
※多言語コールセンター:2者通話又は3者通話による通訳サービス。協会が民間に委託。
- 感染者療養施設(借り上げホテル)における入退所説明資料の翻訳、多言語コールセンターサービス及び自動翻訳機の提供
- 特別定額給付金申請書の書き方説明動画作成・DVを受けている方に対する案内作成
- 外国人を応援する外国語によるビデオメッセージ作成
- HP、Facebook、LINEによる各種情報提供

## 新型コロナウイルス感染症対応に関し避難所において留意すべき事項

「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（抜粋）

（令和2年4月7日 内閣府・消防庁・厚生労働省通知）

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（中略）

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。
- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（中略）

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（以下略）

令和2年6月26日

多文化共生の推進に関する研究会

資料2

## 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS）について

---

東京都生活文化局都民生活部  
多文化共生推進担当課長 齊藤 寛人

# 概要

## <名称>

日本語：東京都外国人新型コロナ生活相談センター（略称 TOCOS トコス）

英語：Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents

## <開設日時・電話番号>

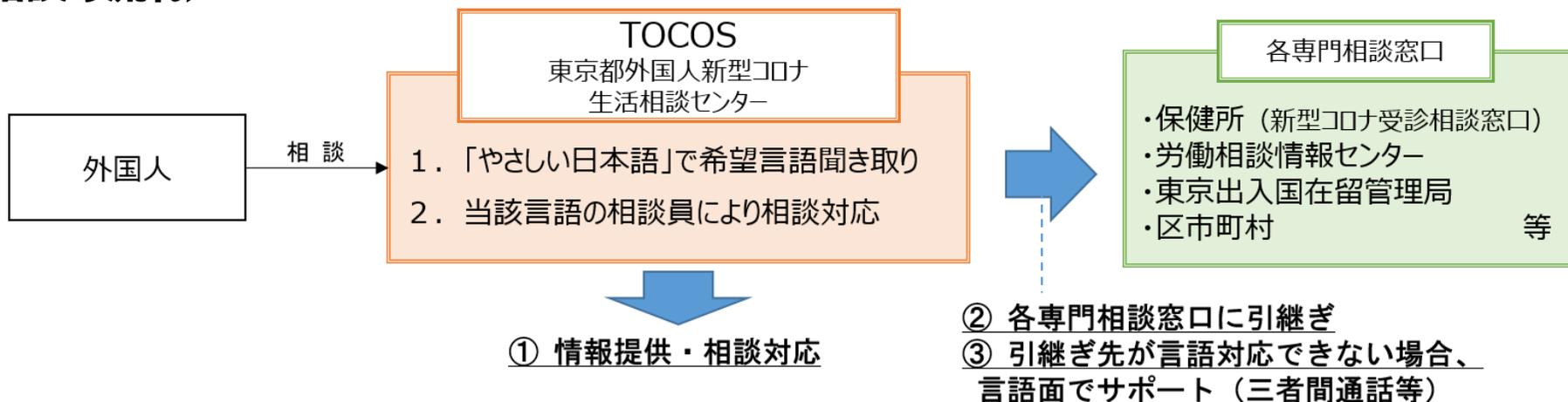
受付時間：平日 10時～17時 ※ 5/4～6のみ祝日も対応

電話番号：0120-296-004（フリーダイヤル）

## <対応言語（14言語）>

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語

## <相談の流れ>



# 特 徴

---

## ① 緊急対応として三者共催で実施

東京都：自治体広報、行政機関等との連携・調整

東京都国際交流委員会：地域国際化協会の立場から、都内国際交流協会等とのネットワーク活用

NPO法人国際活動市民中心（CINGA）：外国人相談・専門相談で培ったノウハウや少数言語対応力を活用

## ② 遠隔コールセンター方式

- 感染症拡大防止の観点から、コーディネーターや相談員が自宅等で対応する遠隔コールセンター方式を採用

## ③ 14言語対応

- 受電後、はじめに「やさしい日本語」で聞き取り、希望言語に応じて相談員につないで対応
- フロント相談員（多くの相談が寄せられる言語）とバックアップ相談員（少数言語）の2段階方式による効率的な運用

## ④ 引継ぎ後の通訳サポート

- 区市町村や保健所等専門機関へ引き継いだ後も、専門機関が言語対応できない場合に通訳機能を担いサポート

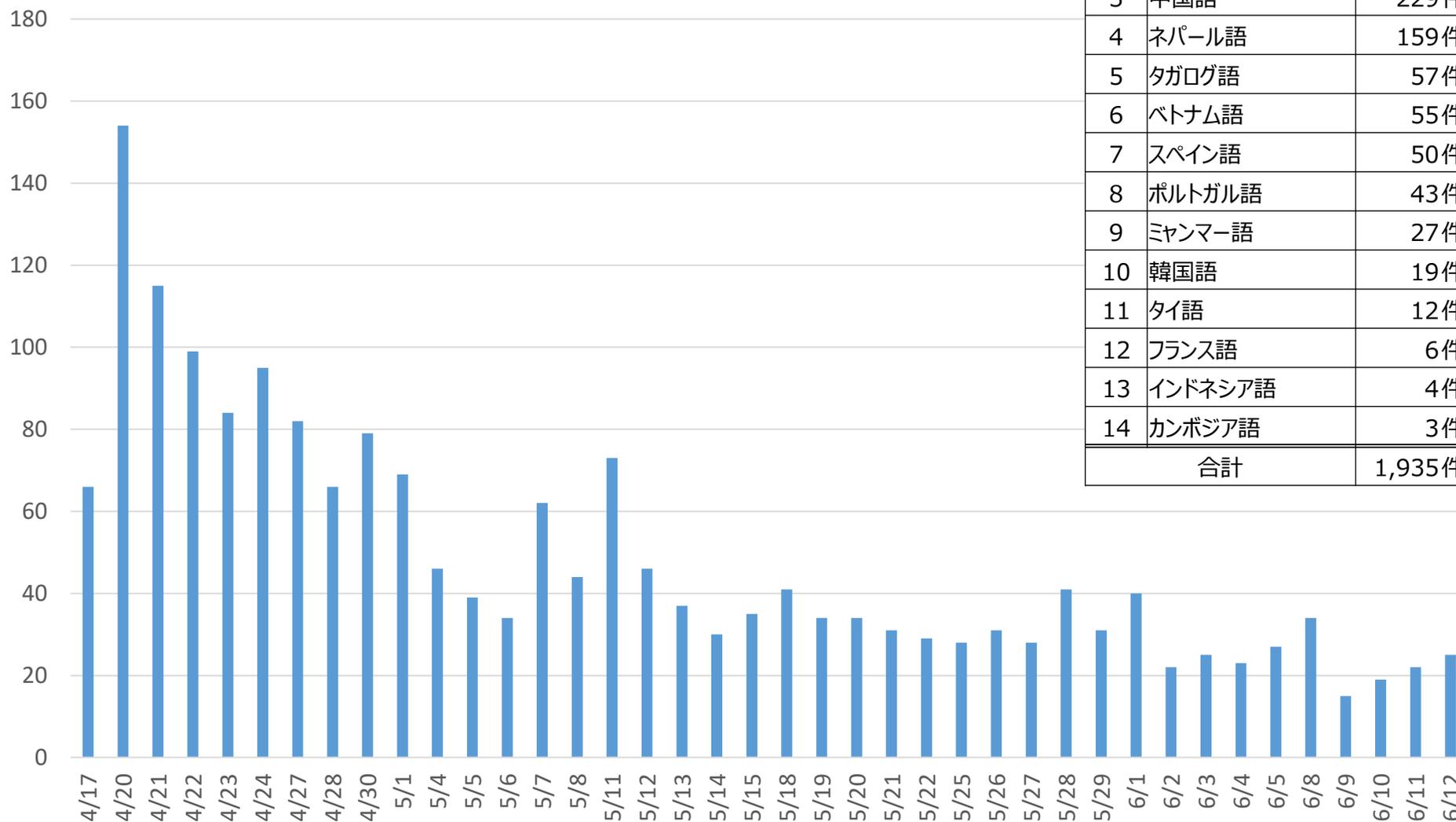
## ⑤ 相談事例の集積及びアンケート調査による課題把握

- 集積した事例や関係機関等への調査結果をTOCOSの運営に反映させるとともに、今後の外国人支援事業にも活用

# 受付状況① ～相談件数（日別・言語別）～

## <相談件数（日別）>

累計 1,935件（4/17～6/12：40日間）

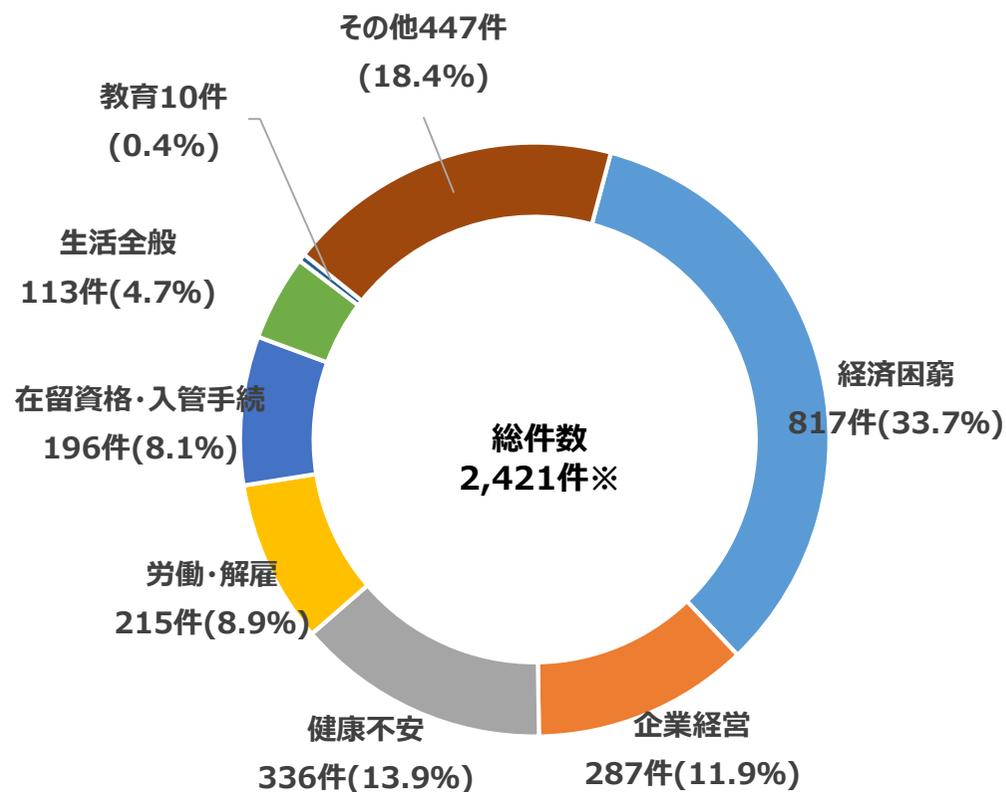


## <相談件数（言語別）>

	対応言語	件数（割合）
1	やさしい日本語	978件（50.5%）
2	英語	293件（15.1%）
3	中国語	229件（11.8%）
4	ネパール語	159件（8.2%）
5	タガログ語	57件（2.9%）
6	ベトナム語	55件（2.8%）
7	スペイン語	50件（2.6%）
8	ポルトガル語	43件（2.2%）
9	ミャンマー語	27件（1.4%）
10	韓国語	19件（1.0%）
11	タイ語	12件（0.6%）
12	フランス語	6件（0.3%）
13	インドネシア語	4件（0.2%）
14	カンボジア語	3件（0.2%）
合計		1,935件（100%）

## 受付状況② ～相談件数（内容別）・主な相談事例～

### <相談件数（内容別）>



※複数にまたがる相談事例あり

### <主な相談事例>

- 経済困窮
  - 職を失って収入がない
  - 特別定額給付金は外国人でも対象になるか
- 企業経営
  - 事業資金の援助について知りたい
- 健康不安
  - 病院で風邪と診断され自宅にいるが大丈夫か
  - 熱は下がったが息苦しさがあり咳も出る
- その他
  - 自分の境遇や社会に対する不満・不安
  - 入国規制のため帰国ができない。ホテルを紹介して欲しい

## 参考リンク

---

○ 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（TOCOS） 公式WEBサイト

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001452.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001452.html)

- 外国人でお困りの方向けに、TOCOSの説明やQ&Aをやさしい日本語で説明。14言語版のチラシを掲載
- 自治体や支援団体向けに、TOCOSの機能を説明。新型コロナウイルスに関する各種支援情報を掲載

○ 東京都 新型コロナウイルス感染症 対策サイト

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>

○ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

## 多文化共生の推進に関する研究会報告書 骨子案

## 1. はじめに

- (1) 「地域における多文化共生推進プラン」の策定経緯と概要
- (2) 社会情勢の変化と多文化共生施策等の変容
- (3) 社会情勢の変化等を踏まえた地域における今後の課題

## 2. 今後の多文化共生施策の推進に係る基本的な考え方

- (1) 地域において多文化共生施策を推進する意義
- (2) 地域における多文化共生施策の方向性

## 3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

- (1) 外国人住民へのコミュニケーション支援
- (2) 外国人住民への生活支援
- (3) 意識啓発と社会参画支援
- (4) 地域活性化に向けた外国人住民との連携・協働

## 4. 多文化共生施策の推進体制の整備

- (1) 地方公共団体内部での推進体制
- (2) 地域における各主体の役割分担と連携・協働

## 5. 「地域における多文化共生推進プラン」に基づく計画の策定状況と課題

- (1) 現状と課題
- (2) 今後の対応方針

## 6. おわりに

総行国第79号  
平成18年3月27日

各都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長 殿

総務省自治行政局国際室長

### 地域における多文化共生推進プランについて

外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。

地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」(昭和62年3月自治画第37号)、「国際交流のまちづくりのための指針」(昭和63年7月1日付け自治画第97号)及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」(平成元年2月14日付自治画第17号)を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。

貴団体におかれては、地域の実情と特性を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」及び平成18年3月7日に公表された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html))等を参考としつつ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するようお願い致します。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村へ通知の上、この旨周知願います。

なお、「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団

体の位置づけについて」(平成12年4月24日付け自治国第44号)において、地域国際化におけるNPO、NGO、その他の民間団体の果たす役割の重要性について指摘したところですが、地域における多文化共生の推進にあっても同様であり、指針・計画の策定及び施策の推進においては、これら民間団体との連携・協働に努めて下さい。

(担当)

総務省自治行政局国際室  
山崎、田辺、川本、永岩

TEL : 03-5253-5527

FAX : 03-5253-5530

## 地域における多文化共生推進プラン

### 1. 地域における多文化共生の意義

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画（以下、「指針等」という。）においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

#### (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

#### (2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

#### (3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

#### (4) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

#### (5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

### 2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。

その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

(1) コミュニケーション支援

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

(2) 生活支援

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

(3) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

(1)～(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策には次のようなものがあるが、指針等においては、具体的な施策について、推進体制の整備を含め記述すること。

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保する

こと。

- イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成  
外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置すること。
- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供  
通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。
- エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用  
外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用すること。

## ② 日本語及び日本社会に関する学習支援

- ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施  
外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。
- イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供  
オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

## (2) 生活支援

### ① 居住

- ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消  
賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供すること。
- イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施  
家庭ゴミなどの一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生

活習慣の差異に起因する機会が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築すること。

ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO、NGO、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置すること。

② 教育

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるように、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるように教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

- オ. 進路指導および就職支援  
外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。
- カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進  
児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。
- キ. 外国人学校の法的地位の明確化  
各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。
- ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応  
保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

### ③ 労働環境

- ア. ハローワークとの連携による就業支援  
外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。
- イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善  
地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。
- ウ. 外国人住民の起業支援  
起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

### ④ 医療・保健・福祉

- ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供  
地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記

診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築

広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

エ. 健康診断や健康相談の実施

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応

多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

⑤ 防災

ア. 災害等への対応

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。

また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこと。

ウ．災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ．大規模災害時に備えた広域応援協定

東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ．災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

⑥ その他

ア．より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

近時は法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い相談体制を整備すること。

イ．留学生支援

留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点からの留学生支援を行うこと。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

ア．地域住民等に対する多文化共生の啓発

日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NP

○等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

② 外国人住民の自立と社会参画

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。

(4) 多文化共生の推進体制の整備

① 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内に設置することや、外国人住民施策担当部局が中心となって、横断的な連絡調整を行い、各部局の連携が図られるようにすること。

## ② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

### 【市区町村の役割】

#### ア. 市区町村の役割

市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしながら、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

#### イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

### 【都道府県の役割】

#### ア. 都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、市区町村レベルの対応を促進すること。

その際、広域の地方公共団体として、市区町村との役割分担を明確にしつつ、市区町村との情報共有の上、通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

#### イ. 各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、都道府県レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。